

単独・孤立史資料による誤認を出来得る限り回避することに努めた。では、村々によって異なっていた（五年が最も多かつた）²⁹。まれに史資料吟味ののち、筆者らは、田地割替制度の「成立・存続」と地域性との関連、なかでも「自然条件（気候・地形）」、「政治経済条件（人口構成、村落構造）」などに絞って、制度と地域性との関連の史資料探訪に努めた。本稿では、紙面に制限があるので、右記のうちとくに生産構造に限って、論述を展開することにする。

割替制度の施行実例とその類型

地方凡例録、「水腐所割地之事」²⁰に

是ハ水腐地、新田場ニアルコトニテ、田方ニ字ナク、屯ノ割、式

ノ割、参ノ割ナド、段々村々ノ広狭ニ応ジテ、何拾割ニモ番付ニテ分チ置、コノ割方ハ、上、中、下、水腐ナキ場所ト、年々水腐スル場所トヲ割合ワセ、百姓持高ニ応ジテ、年季ヲ立テ地所ヲ割換エルナリ、依ッテ銘々持高ニ極リハアルトイエドモ、コノ場所ハ、コノ者ノ地所ト定マリタル儀ナク、水腐場ハ右ノ通り割替致サズシテハ、所ニヨッテ甲乙出来、水腐地許リ持チタル百姓ハ、潰ニ及ブニツキ、村中一統ニ相立ツベキ為ニ割地致スコトナリ

……………後略……………

とあるように、その概要が理解できよう。この制度の呼称は、琉球では「地割」²¹、老岐では「回り作」²²、鹿児島藩では「門割」²³、宇和島藩では「闔地」²⁴、福井藩では「地平均」²⁵、加賀藩では「碁盤割」²⁶、長岡藩（越後）では「軒前割」²⁷と、それぞれ称した。割替の年季は、鹿児島藩や加賀藩では二十年を原則としていたが、福井藩や長岡藩

では、村々によって異なっていた（五年が最も多かつた）²⁹。まれに久保田藩における三年の例もあった³⁰。そして、この制度の運営機構は、村落の規模や耕地の広狭などによつて異なるが、標準的とみなしえる加賀藩のものは左記のようになる。

- (1) 監督……………御扶持人、十村
- (2) 検分役……………新田方許、山廻、陰聞役
- (3) 実施責任者……………村肝煎、組合頭
- (4) 実施人……………分地人、算者、竿取人、竿先麻木指、野帳付、

相算、役鍛打、縄引

割替作業は、秋の取り入れ後から、次の田植えにいたる農閑期に行なわれ、通常、一週間前後を要した。作業には多数の労力と費用を要したが、これらはすべて村民の負担であった。このように割替制度は、村民の生活に直接重大な関連をもつものであったが、その管理運営規約などは、極めて簡素なものである。たとえば、福井平野日野川流域の向新保村、岡本村の規約は左記の通り簡略な体裁をとっている。

向新保村のばあい

今度御検地被仰付候……………田地高下有之、銘々持地トハ相違仕リ候、追而水帳被下候由、水帳ノ面、田畑用意申間敷候、右之条少シニテモ於背ニハ、氏神ノ御罪下遂者也

宝永四年四月十八日

岡本村の「地割ノ覚」
向新保村 友 左 衛 門

一、アゼクロニハ棹入間敷候

(中 略)

一、先規ヨリ証拠正シキ寺社屋敷ハ不及申、但、免除之旨申伝
屋敷ニ候共、棹入申間敷候

(後 略)

寛文九年酉二月二十六日

岡本村 理 右 衛 門 外

三十六名連署

右記二例のほか、この制度の規約に関するものは、極めて概括的であつて、いわゆる村落内各戸におよ 細則を明記した史資料には筆者らはなお遭遇してゐない。

以上のように割替制度は、確固たる形態を保有して存続してきたのであるが、その「成立・存続」の形態には大雑把にみて、三つの類型が検出される。その分布を含めた論述は、調査者(浅沼)の玉稿(鷹巣盆地における割替慣行の成立、地理評43、719頁730)にみられるので、本稿では、研究対象地域である「富山平野東部」における割替制度の性格を右記の三類型の中で位置づけるといふ意味で、それらの類型の特色について触れておく。

(1)、 西南日本型……畑地卓越地域に主として展開し、割替制

度は領主の強制によつて実施されていた。

(2)、 北陸地方型……田地卓越地域に主として展開し、割替制

度は、加賀藩を除けば、村落の自主制によつて実施されがちであつた。

(3)、 点在型……中央日本以東の山間盆地や多湿地域に主

として展開し、割替制度は村落の自主制によつて実施されていた。

富山平野東部の割替村落の分布と概況

富山平野東部は、藩政初期以降の開拓村落でその村落形状は、富山平野西部の散村と異なり、集村を呈している。研究地域は、常願寺、上市両川の扇状地の逢合部を北流している白岩川流域を中心としている。この地域では、慶安四年以降藩命によつて領内のすべての村落に割替制度がとりいれられた³⁵。いま、現地に残存する資料で、確実に証明できる村落は、曲淵、田伏、久金新、久金、放士ヶ瀬新、高原、上白岩の七か村と東に位置する上市川本・支両流域の四か村(上市・法音寺・極乗寺・五位尾)のあわせて十一か村だけである。

³⁶ 析内礼次によれば、割替制度は、加賀藩においては、開作法に關連して、増税策の一環として採用されたのである。すなわち、開作法によつて、一村を平均免として定免制を施行し、税率を平均二歩内外あげることで村落の不平を緩和することを意図として、割替制度が採用されたのである。上白岩村では、安政五年まで継続されていた記録があり、五位尾では、現在でも全村の耕地で割替制度が実施

されている。

このような地域であるにもかかわらず、本地域に関する割替制度の地理学的研究は、なお未着手の状況にあるといつてよいほどである。栃内礼次は、富山平野西部の資料をもとにして、藩の農政の立場から、この制度を研究した。これは経済史的研究の先駆的業績で、加賀藩の開作法に関連して、この制度の採用の背景を論究している。ここで筆者らがとつた研究地域は、寛永十六年の富山藩成立まで加賀藩領であつたところで、富山藩成立後も、同藩の農政は、殆んど親藩加賀藩のものを踏襲していたので、栃内礼次の業績は、富山藩領にも適用しえる。また、牧野信之助は、富山平野西部の散村では、十村の判断で割替実施のうち、耕地の交換を大巾に認めたり、割替を行なわなかつたりする特例のあつたことを報告している。さらに水津一郎は、散村では小作の形で実質的に割替を逃れた例を、小田吉之丈は、能登半島では一石未満の零細農の比率の高い地域に割替制度の実施を多くみることなどを、それぞれ報告している。

富山平野東部における田地割替制度の諸実態

I. 上白岩村のばあい

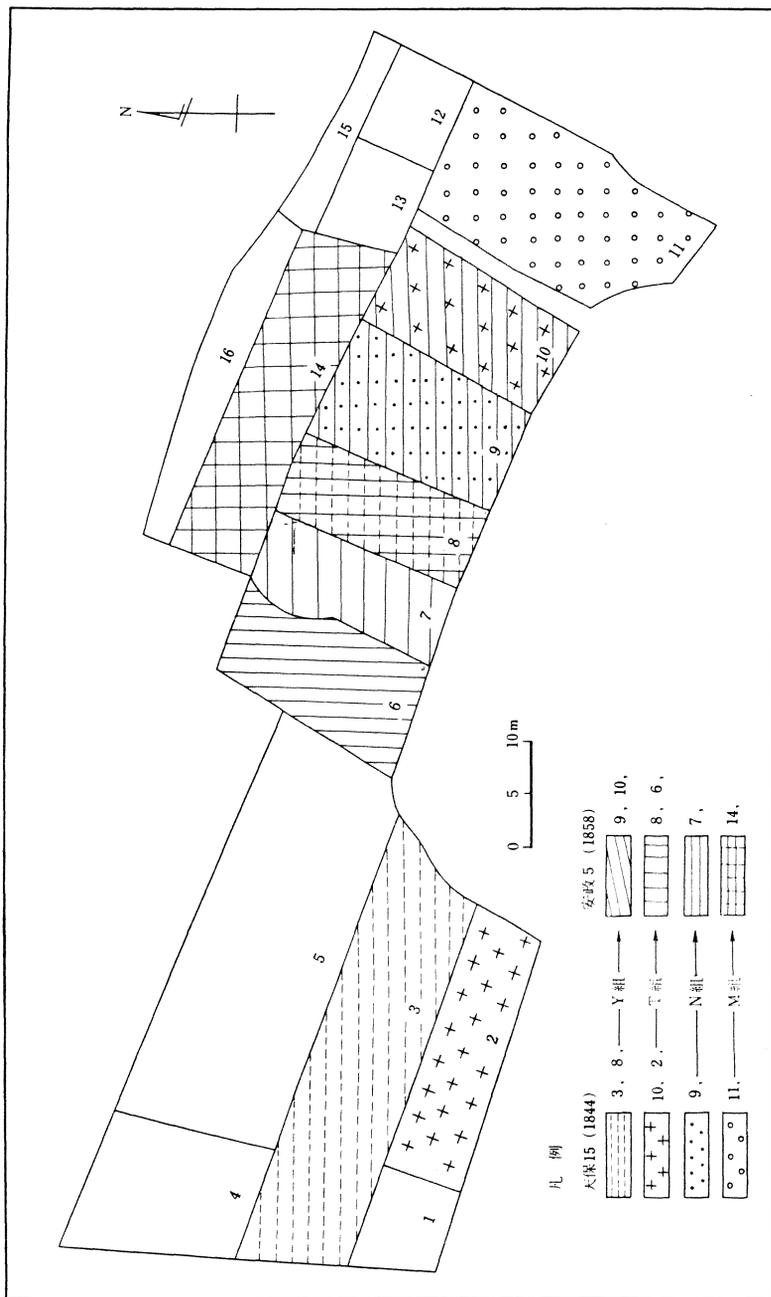
立山町の南東部の上白岩村は、中世には、東大寺弓削庄に属していた⁴¹。この村は、寛文十年の村御印によると、村高二三五石のうち、享和十三年検地によつて、六一三石が検地引となつている。それは恐らく水害によるものであろう。その後三石

を手上げしている⁴³ので、天保十一年現在の村高は一七六七石となつている。戸数八十戸のうち、七五戸（九三・八%）が自作農で、自作率は高いが、後記する如く、持高別構成表によると、零細な農民によつて構成されていた。

安政五年の米盛精帳によれば、全村の耕地は苗代割、大河原割、和田割等二九の団地に分割され、一六本のくじによつて、抽籤が行なわれた。二九の団地面積は不等であるが、団地毎に一六区画に分けられていた。一本のくじは、十一石ずつに編成され、くじ頭によつて抽籤が行なわれた。十一石の内容としては、各種のものが組合わされているが、次右エ門組では、四・五石三石・一石・二石一升・四斗の五名で計十一石となる。組頭もわずかに四石五斗の零細な高持である。また、徳右エ門組では、一升の高持十名を加え、二十一人の持高合計十一石となり、くじ一本のような例もある。また、村のなかにくじ二本分の権利を持つ組が三組ある。安左エ門組では、十八石（安左エ門）三二石・一六六石・三升・一升・一升計二十二石・人数六人となつている例もある。したがつて、割替に當つて、各農家の耕地は二九の団地に分散するのが原則であるが、実際には、余りに零細で、それが不可能になることが多い。第一凶は、割替による耕地の移動の実際を示したものである。この凶は、天保十五年と、安政五年の米盛精帳を比較し、土地台帳に比定して得たものうち、苗代割団地の部分を示したものである。

この面積は一八五一步であり、それが図のように一六区分になつて
 いる。こゝで、安左エ門組には、安政五年三ハの両区画が分配され
 た。この両区画の合計面積は、二五六歩である。そこで、安左エ門
 の持分は二二三一步、組仲間の傳七が二五歩合計二五八歩となる。

他の四名は、苗代割には、耕地の分配はない。余りに零細である
 この地域の割替が、零細な地片の集合によることを知ることができ
 る。この村の階層構成では、持高五石以下の小農、零細農が、全農家
 の八四、五割を占める。このうち持高二升以下の名目的自作農は二二名



第一図 上白岩村(苗代割)の割替による耕地移動(一部) 向年度米益情報より筆者作製

(二七四弱)にも及ぶ。このような零細農民は、ともすれば、離村し易く、そうすると、村内の労働力が不足して、村落内における再生産を困難にするおそれが充分に考えられる。これに対して割替制度は、こうした零細農を農村内に定着させる紐帯としての機能をはたしていたことと考えられる。

II 高原村のばあい

白岩川の支流、栃津川の中流に沿う高原村は、天保十一年には、村高七〇五石の村である。⁴⁶この村の割替については次の資料が残存している。

覚⁴⁸

高原村 七〇五石 免四ツ四歩

右私在所明和五年(一七六八)に御田地割仕候処、其の後度々出水而川口等に罷成、其の上百姓入替り、持高に高下御座候、別而逐年水損仕、高不足ニ相成迷惑仕り候ニ付、御定の年限に御届不申候得共、同名中納得の上……………中略……………御田地割仕り……………後略……………

天明三年(一七八三)七月

高原村 久左衛門 五二名連署

天明三年は、前回の明和五年から十五年目であるが、この年にも割替を願出ている。それは文面にあるように、水害対策と切高整理のために行なわれたものである。そして名中納得の上とあることは、村民の積極性を示すものといえるのであり、同時に、この制度

が領主的とだけとは云えないことを明示するものである。この制度は、始めは、藩の役人の立合の上で、二〇年毎に定期に行なわれたが、後には、村落の願出によることに改められた。地域の実情を考え、村落の自主制にまかせたものであろう。割替制度は地域の生存のために有用であったことを知ることができる。

III 曲淵村のばあい

この村は、白岩川に近い村高二四七石の小村である。この村の割替制度については次の資料によって検討しよう。

覚⁴⁸

草高 二四五石 免四ツ八歩 上条組曲淵村

右私共在所、御田地割、寛政四年被仰付置候処、其ノ後地高等ニテ持分散々ニ相成数十年相立チ、右差配方甚ダ不勝手ニ御座候間、当御田地割奉願上候
天保十一年八月

宗兵衛 以下二十八名連署

形式は、前と同じであるが、理由は切高による耕地の混乱を整理するための割替であり、前回から四九年目のものである。こうした年季、理由などからすると、農村の自主制をうかがうことができる。したがって、この制度を、領主的制度とする従来の考え方は、皮相的で、真実に遠いものとすべきである。

割替制度と耕地の拡大

この地域の村落における開拓の進行状況は、第一表の如くであ

村名 年代	辻ヶ堂	町袋	広畑新屋	中野新	一本木	紫草	市田袋	池田町	清水堂	放土ヶ瀬	新清水	泉	辻	若宮新	沢端	江崎新	沢新	洲上新	坂井新	末谷口
寛政10 (1798) 村高	945石	489	912	24	126	307	168	255	440	486	70	742	300	86	69	43	58	49	100	292
明石2 (1656)																12				
延宝1 (1673)																		1.5		
元禄4 (1691)									10.7 畠直											
元禄13 (1700)					4		6	12	6.5	12 新田			10	3	10	4	5	5	20 新田	
宝永5 (1708)									5.8											
享保8 (1723)	7石	4.3	4		4	1	2	5	1.9	4	1	4	7	2	8	1	1	1	4	2
享保17 (1732)	2									3	1	3	4	1.5	3			1.5	3	
延享1 (1744)					2			0.8											4	
明和5 (1768)															2				3.5	
安永6 (1779)					3															
天明5 (1785)				0.5					3.2					3.5	4				5.5	

第1表 富山平野東部諸村の開拓石数 (村高は石以下切捨) 各年度杉本文書より筆者作製

品等	久 金 村			上 白 岩 村		
	上 田	中 田	下 田	上 田	中 田	下 田
合 盛	3.7合	3.3	2.6	5.2	4.4	2.4
反当収量	11.0斗	9.9	7.8	15.6	13.2	7.2
面 積	28205歩	37281	9844	6600	9496	40293
面 積 比	37.48%	49.46	13.06	13.90	23.56	62.56

る。全体的にみて開拓の零細性が目立つ。清水堂村の畠直し高の一〇七石、坂井新村の新田高二〇石、放土ヶ瀬村の新田十二石のほかは、いづれも零細である。藩では、租税収入を増加せしめるため、新田開発を強く要請している。隠田、余田の摘発のための方策として「勝手次第訴人」を許したのもそのあらわれの一つである。これは地域の諸村の管理を任務とする十村の権限を無視し、その職能を犯すことになるので、十村は連合して、「私共退役被仰付被下候様」と反抗した程であった。第一表に元禄十三年と、享保八年及び同十七年に集中的な開拓がみられるのは、上記のような藩の強制によるものと解せられる。しかし、その面積は零細である。辻ヶ堂村、及び辻村の七石をはじめ、柴草村新清水の一石の如く、極めて零細

である。これは、扇状地の水田開拓の困難さによると、考えられる。このような開拓による生産地域、地域の拡大の困難さに加えて、地域生産性の劣悪、水害による減収等により、農民生活は、きびしく、流民化する傾向さえ生ずることになった。天保十年の新川郡の逃亡百姓は、八八名を数えた。⁴⁹ 本地域より西方の射水、砺波の両郡では、安永元年には逃亡百姓八四名、同二年には、両郡で一五六名安永五年には、加州、能州、砺波郡、射水郡の四地区合計二〇三名の記録⁵⁰がある。年代も異なり、地域もちがいが、この地域の傾向としての傍証となるであろう。このようにして、この地域の困難性が、地域農民の生活に直結し、それが、割替制度の定着する要因の一つとなるといえよう。

割替制度と土地生産性

この地域では、割替制度を実施するに当って、合盛を行なっている。全村の耕地について坪刈を行ない、生産量や品等⁵¹を確認する作業である。第一表付は、合盛帳を整理したもので、⁵³久金村の上田、一石のような低生産を知ることができる。上白岩村の反当収量は、上田、五六石で、久金村よりは、はるかに優秀である。しかし、面積比からみると、久金村では、上田や中田の面積が広く、下田は、一三%であるのに対して、上白岩村では、下田が、全村の六三、五六%を占めている。したがって総生産は、優秀とはいえない。このような低生産に加えて、自然災害が大きいから、地域農民の生活はきびしいものとなる。

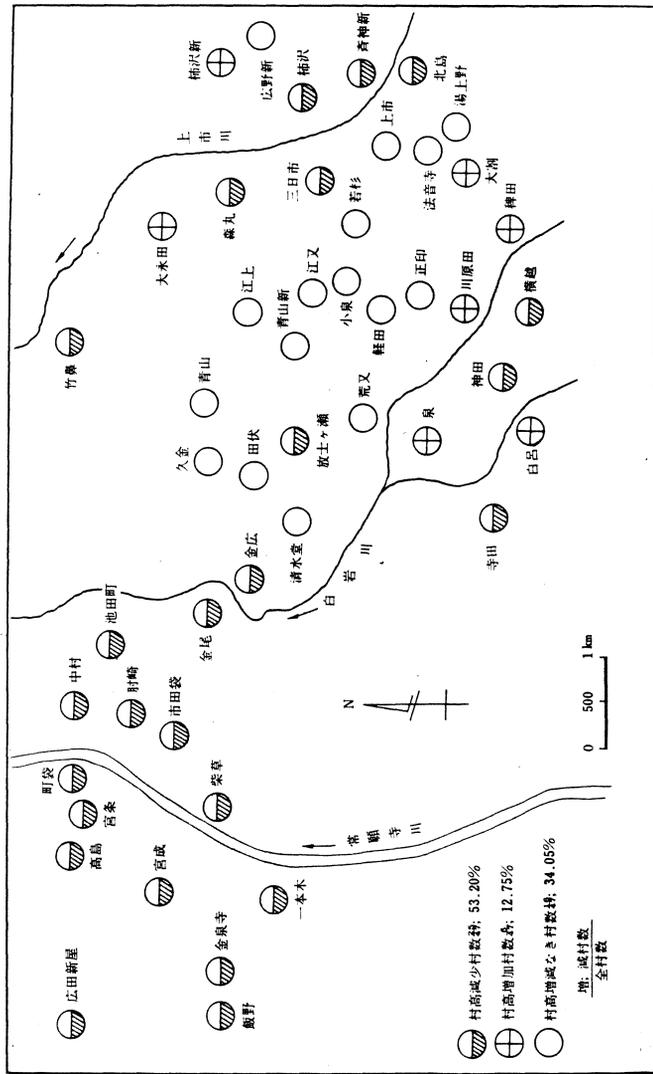
常願寺川の下流の旧蛇行帯にある町袋、一本木、宮成の諸村では、村高の減少がみられる。しかもその災害高は大きく復旧は困難であった。すなわち、町袋村では、元禄元年に一四、八八石の検地引となつてゐるが、それ以前の村高六三、三石に対し、二三%に当る大きな災害である。これに対して天保十一年までに復旧したものは、合計で七八三石に過ぎない。また一本木においても、天和から元禄年間にかけて、村高は二五九石から一二六石に減少している。五、七%に当る大きな被害であり、その復旧は、天保十一年までに一〇石にすぎない。程度の差はあるが、その状況は、その他の各村においても同様である。常願寺川の洪水が、破壊的被害を興えることがよく理解される。

このような事情は、三日市、森尻など、上市川流域の諸村においても同様である。

第二図によると、白岩川流域では、神田、寺田、横越などの数カ村を除いて、村高減少の村落は少ない。白召、泉などの諸村では、村高は、増加しており、田伏、久金、荒又など、多くの村落では、村高の変化はない。白岩川流域は、一〇メートル或はそれ以上の砂泥が堆積することからも知られるように、洪水は溢水性であり、耕地の破壊をとまなわなないことを示すものである。

久金村は、安定農村であるが、この村の合盛帳を土地台帳と比定すると、生産の地区的差異を知ることができる。上田地区（生産高反当二、一石）は、村の中央部を占め、中田地区（生産高反当

九斗は、南部から西部に、下田地区（生産高反当七、八斗）は、その中間を占めている（図省略）⁵⁴。このような地区的差異は、表土のわずかな、堆積の厚さと用水路の高低によるものとされている。⁵⁵ 稲の生育、分けつけに対する最低温は 20°C と 25°C とされているのに対し、この地域の水温は著るしく低温である。したがって、わずかな低温でも、この地区の生産高に影響し、秋落現象の原因となり、収



寛文10年(1870)～天保11年(1841)の比較
 杉本文務より筆者作製

第2図 富士山平野東部の村高増減村落

量の低下をもたらす。このような地区的差異を平均することは、低生産地域の村落生活の安定維持のため望まれることである。領主的制度として始められた割替制度は、このような地域的要請によつて継続されたものといえるであろう。

割替制度と生産形態

飯野、宮の両村の水田率は、それぞれ九七、一%と高い率を示し最低の中村でも九五、六%の高率である。一般的には、扇状地の水田化は、困難といわれている。この地域が、このような高い水田率を示すのは、水を豊富に得られるという自然条件もあるが、基本的には、財源を米に依存する政治体制の要請によるとすべきであろう。富山平野では、冬季は、積雪のため二毛作が困難で、生産が米に集中していたことは、福井平野に相似している。米に対する藩の収奪が、きびしかったことも、また福井平野のそれと同じであった。

この地域の米作以外の産業としては、木綿織物と、絹織物⁵⁶があげられる。天保八年の産物方御用留には

木綿、御領国中何方となく出来仕り、其内多分為稼、織立候者、能美郡、口郡、砺波郡、今石動町、新川郡、村々様に御座候。

(下 略)

と、あり、県内一円に、綿織物の製造が行なわれ、それが有利な稼となっていたことが知られる。その生産高は、

- 一、 文政十三年、新川郡「当時一〇〇万端も出来
- 二、 天保元年、新川郡「当時、木綿は莫大の品に御座候
- 三、 天保二年、木綿気負宜、木綿は第一の御産物ニ相成可申

(中 略)

上市、滑川、三日市、生地、入膳、泊、都合六ヶ所の綿屋共ニ而取扱候、 (下 略)

四、 文久三年、新川郡出来木綿、先ず百万端与仕、此内五十万端は、他国出分、十五万端は、高岡等買参⁵⁷、⁵⁸ (下 略)

などの資料から、大量の木綿織物が、富山平野東部の、上市、滑川など六カ町村を中心に行なわれ、県内をはじめ、江戸に送られて、名声を得ていたことが知られる。

これは専門の織物業者によつて織られたものではなく、婦女子の農間稼であった。一〇〇万端のうち「二〇万端(反)ばかりは良品⁵⁹」であるが、他は、長さが不足したり、織方が悪かったりして値引品となっていた。このため江戸から国許に対して、技術指導をするように、との要望が一再ならず出て来た。農間稼としての織物製造であったので、品質が不統一になっていたものと考えられる。このような、木綿織物の生産形態については、上の資料のほか、平野の西部地区に盛んであった麻織物の生産形態と、相通するものがあつたと考えられる。麻織物の場合は、「中分以下軽キ者之家職ニ而即、右潤色ヲ以、諸納所方、無滞致来リ申候」(布方一件留帳)⁶⁰あるいは、「家毎ニ妻娘等年分第一の稼」とある。東部地区の生産形態も、これと大同小異であつたと考えられる。すなわち、東部地区の木綿生産は、零細農民が、家庭で行なう第一の副業であつたが、賃織で、一日の所得は五〇〜六〇文程度⁶¹で、税金の足しにする程度であつた。この地方の村々の届書に

も、

稼、細繩 木綿糸質棧 (或は木綿質織)⁶²と、簡単に書上げて
いるに止まるのは、これが、地域産業として、地域生活を補うま
でに至らなかつたためではないだろうか。

ほかに、この地方の農村の副業としては、絹織物も木綿織物と
ならんで、重要であつたようである。平野の西部地区では、絹織物
が重要産業であつたということについて資料が少くないが東部に
ついては、文久三年の記録に、「新川郡上市ハ蚕糸ノ中心」⁶³とみ
えているもののほかには、現在のところ資料は得られないが、絹
織物も、生産形態は、木綿織物と同じく婦女子の賃織ではなかつ
たと推察される。⁶⁴

このようにして富山平野東部では、副業が相当に普及していた
ことは認められるが、米作の不利を補う程の有意義さは、認めら
れなかつた。このため村落生活安定のためには、割替制度が、は
るかに、大きな意義をもつていたものとみとめられる。

割替制度と土地所有

この地域の諸村の階層分化の進行は、甚だしく、前に上白岩村
のくじ組の論述に当って、その零細性に言及したが、それは上白
岩村の特例ではなくて、この平野の全域について、いえることが
明らかとなつた。各村における五石以下の耕地の全村における率
は、池田館村の九〇・二%をはじめ、上白岩村の八四%、泉村の
六〇・六%、放士ヶ瀬、田伏両村のそれぞれ五七%、五三%の如く

で、村落農民の大部分は、零細農層であつたといつても過言では
ない。

ことに二升高以下の全く名目的な自作農の戸数が、上白岩村で
二十二戸(二五・二%)、泉村で二十一戸(二六・五%)の多数にの
ぼることは、むしろ驚くに足る事実である。これは藩の切高仕法
によつて土地所有が、移動した結果でもあるが、農民が、零細化
をたどつていた状況をよくあらわしている。藩は税の未納整理の
ために、土地の売買を公認したので、農民の土地は、木綿、絹の
売買その他の商業によつて巨利を得ていた商人や在地富農の手に
入り、階層分化が急激に進行したのである。その地域的移動の様
相は、第三図の如くであり、この地域の農民の零細化と土地所有
の混乱を示す。江戸期における土地所有のあり方からみて、この
地域の階層が、極端な両極分化を示すに至つたことは著るしい特
徴といえる。このような様相は、地域生産性を悪化させることに
なつたので、藩では、これを再整理することとし、町人資本によ
る土地の収奪をやめ、土地を農民に返し、一方では、農民の借財
を一切帳消しとし、健全な自作農による生産活動の回復をはかつ
た。これが天保の徳政令である。⁶⁵これによつて返還された耕地は、
この地域の十村である杉木氏の差配地だけで、三四〇〇石に近い
石高にのぼつてゐる。このような貧困のなかで、貧農の離村が増
加している。⁶⁶かかる地域条件のもとで、農村生活を安定させ、再
生産を遂行するには、相互扶助を基調とする割替制度は、有効で

あり、そこにこの制度の定着基盤があるといえよう。

あとがき

富山平野東部では土地生産性は低く、労働力は不足し、水害は多発的であり、それに、切高仕法が重なつて、農民の階層分化の進行は、著るしかつた。この地域では、米作のほか、木綿賃織、絹織物等の余業もみられたが、それは、婦女子の農間稼による、わずかな賃事業であり、住民の所得構成に大きく影響するまでには至らなかつた。したがつて米が地域生産の基本となり、その低生産性が、地域を支配していたといつても差支ない。かくして農民には、貧困な生活者が多く、流民化の危険にさらされていた者も少なくない。割替制度は、このような農民の村落定着の紐帯となつたのである。

なお、本稿は、故浅沼操理學博士の遺稿であるが、文章表現の大半は山口守人による。このため、論旨に誤りあれば、その責任はすべて山口守人にある。本稿を慎んで浅沼操先生の御霊前に捧ぐ。

引用文献

- 1) 石田文治郎(一九二七)土地総有権史論、東京、P.P.三〇一〇
- 2) 水津一郎(一九六七)歴史地理学、朝倉地理学講座七、東京、P.P.五九一六〇
- 3) 栃内礼次(一九一一)旧加賀藩田地割制度、東北帝大カメラ会、仙台、(一九三六東京、壬生書店版あり)
- 4) 奥田或(一九二三)老岐国における割地制度、経済論叢 第一七卷二号

済論叢第二二卷六号

- 5) 本庄栄治郎(一九二六)長野県下における土地割替慣行、経済論叢第二二卷六号
- 6) 仲吉朝助(一九二八)琉球の地割制度、史学雑誌第三九卷 四号
- 7) 石井清吉(一九二九)新潟県に於ける割地制度 新潟
- 8) 小野武夫(一九三一)土地経済史考証、東京
- 9) 伊東尾四郎(一九四〇)筑前の地組制度、歴史地理第四八卷三号
- 10) 古島敏雄(一九五三)割地と農地改革 東京
- 11) 牧野信之助(一九一一)割地起原論、国家学会雑誌第二五卷四号
- 12) 牧野信之助(一九三八)土地及聚落史上の諸問題、東京
- 13) 中村義隆(一九六八)新潟県西蒲原郡に於ける割地制度の調査、新潟
- 14) 中田薫(一九〇四)越後国地割制度、国家学会雑誌一八
- 15) 石田文治郎(一九二七)土地総有権史論、東京
- 16) 水津一郎(一九六八)社会地理学の基本問題、東京
- 17) 浅沼操(一九六八)福井平野における土地割替慣行についての地理学的考察、新地理第一六卷二号
- 18) 浅沼操(一九七〇)鷹巣盆地における割替慣行の成立、地理学評論第四三卷一二号
- 19) 赤坂普(一九七〇)日野川流域における割替システムの持続

- 性、人文地理第二二巻四号
- 20) 大石久敬(一八六六) 地方凡例録第二巻P.一一九(日本經濟大典本第四三巻)
- 21) 仲吉朝助(一九二八) 琉球の地割制度、史学雑誌第三九編第五巻P.四四一
- 22) 奥田或(一九二三) 老岐国の割地制度經濟論業第一七巻二号 P.二六一
- 23) 小野武夫(一九三一) 土地經濟史考証 東京、P.一一〇
- 24) 小野武夫(一九二四) 旧宇和島藩の關持制度 史学第三巻二号 P.三五
- 25) 嘉永元年(一八四八) 田方地平均割付諸覚帳 福井県立図書館蔵
- 26) 栃内礼次(一九一一) 旧加賀藩田地割制度、仙台 P.九七、一〇〇
- 27) 中村義隆(一九六八) 新潟県西蒲原郡における割地制度の調査、新潟 P.一
- 28) 栃内礼次(一九一一) 旧加賀藩田地割制度、仙台 P.九七、一〇〇
- 29) 越前蓮ヶ浦村割付帳(一九四三) 筆者採集所蔵
- 30) 浅沼操(一九七〇) 鷹巣盆地における割替慣行の成立、地理学評論第四三巻一二号 P.七九一、七三〇
- 31) 栃内礼次(一九一一) 旧加賀藩田地割制度、仙台 P.九七、一〇〇
- 32) 福井県史(一九二二) 福井県図書館編著 所蔵第二巻 P.一六五、八
- 33) " " " "
- 34) 加賀藩の支藩として富山藩一〇万石が創設されたのは寛永一六年(一六三九)、創設日の浅い富山藩では、すべての政策を加賀藩にならった、割替命令も加賀藩のものが行なわれた
- 35) 栃内礼次(一九一一) 旧加賀藩田地割制度、仙台 P.九七、一〇〇
- 36) " " " "
- 37) " " " "
- 38) 牧野信之助(一九三八) 土地及聚落史上の諸問題、東京、P.五六、八九
- 39) 水津一朗(一九六八) 社会地理学の基本問題、東京 P.七八、八一
- 40) 小田吉之丈(一九二九) 加賀藩農政史考、東京、P.四九四、四九五
- 41) 天保一五年(一八四四) 上白岩村御田地割総歩数米盛精帳の表紙に記載あり
- 42) 「寛文一〇年九月七日、郡中一般に本日付を似て村御印を改定す」越中史料卷二、P.三八四
- 43) 富山藩では引高のときは検地をするが、増石のときは検地に

- よらないで、申告によつた、これが手上高である
- 44) 立山町立図書館蔵、安政五年（一八五八）御田地割総歩数米盛精帳
- 45) 立山町立図書館蔵、天保一五年（一八四四）御田地割総歩数米盛精帳
- 46) 杉木文書、天保十一年（一八四〇）高免帳 県立富山図書館蔵
- 47) 立山町立図書館蔵、覚（巻物原本）
- 48) 立山町立図書館蔵、覚 曲淵村（巻物原本）
- 49) 上市町史纂集委員会（一九六八）上市町誌原稿、後期武家時代編 P. 一〇八
- 50) 水島茂（一九五五）加賀藩の産業政策、富山史壇六号 P. 一〇
- 51) 田辺幸蔵氏蔵、安政二年（一八五五）久金村御田地割総歩数合盛精帳
- 52) 立山町立図書館蔵、安政五年（一八五八）上白岩村御田地割総歩数米盛精帳
- 53) 筆者集計結果
- 54) 久金新村の篤農家花岡義勝氏の体験談（昭和四五年調査）
- 55) 籠瀬良明（一九五七）富山県黒部扇状地の流水客土事業 横浜市立大学紀要 Ⅷ六五
- 56) 富山県図書館協会（一九六五）加賀藩農政経済史料、産物方御用留（一八三七）第一巻 P. 一〇～一二
- 57) 一、二、上掲産物方御用留第一巻 P. 一六〇～一六七
- 58) 三、四、上掲 P. 一〇～一二
- 59) 上掲、加賀藩農政経済資料、産物江戸方御用留第一巻 P. 一六〇
- 60) 水島茂（一九五四）、越中織物業の発達、富山史壇第一巻 一〇号 P. 三七
- 61) 上掲 60
- 62) 杉木文書、富山県立図書館蔵、文化三年（一八六三）五八ヶ村高免等書上帳
- 63) 富山県図書館協会編、加賀藩農政経済史料（一九六五）産物方御用留第一巻 P. 一七九
- 64) 水島茂（一九五五）加賀藩の産業政策、富山史壇第六号 P. 一〇
「新川郡に天明初年に桑苗数十万本が送られ、農間の婦女子の仕事とされた」
- 65) 水島茂（一九六五）加賀藩の徳政令の一考察 富山史壇第四号 P. 一～六
- 66) 水島茂（一九五五）加賀藩の産業政策 富山史壇第六号 P. 八～一〇

ON THE WARIGAE DELIVERING SYSTEM IN TOYAMA PLAIN

M. ASANUMA

Although this system in Toyama Plain was first established in 1648, it underwent a remarkable development in 1656, as it was utilized in Kaisaku (the agrarian policy at Kaga feudal clan) then. Until the Meiji Era, this system was maintained on many villages in Toyama Plain, but at present time it exists a few villages.

It was noted here that the Warigae delivering system was related to the regional character of three village communities (Kamishiroiwa, Takahara and Magarifuchi Buraku

Delivering cycle is twenty years. Farm-rent is paid to the village and all the farmers are divided into several groups for co-cultivation. And the income after paying farm-rent is solely at the disposal of the cultivating group. This system is perpetuated, bringing about a considerable income to the communities as a whole, to each cultivating group and to each individual.

お 願 い

会報79号は、係が編集に不慣れのため論説が御覧のように長くなってしまいました。次号よりは、会報投稿規定に沿った編集をしたいと思いますので、よろしく御協力をお願い致します。

(会報編集委員会)